

## 資金収支計算書の勘定科目

※「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」から抜粋。

### (1) 収入の部の勘定科目

(1)収入の部				
<事業活動による収入>				
大区分	中区分	小区分	説明	
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険の施設介護料で介護報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等)	
		利用者負担金収入(公費)	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分)	
		利用者負担金収入(一般)	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分)	
	(利用者負担金収入)	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等)
			介護予防報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)
			介護負担金収入(公費)	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分)
		地域密着型介護料収入 (介護報酬収入)	介護負担金収入(一般)	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分)
			介護予防負担金収入(公費)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分)
			介護予防負担金収入(一般)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分)
	地域密着型介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入	介護保険の地域密着型介護料で介護報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費)	
		介護予防報酬収入	介護保険の地域密着型介護料で介護予防報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防夜間対応型訪問介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費)	

老人福祉事業収入	(利用者負担金収入)	介護負担金収入(公費)	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)	
		介護負担金収入(一般)	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)	
		介護予防負担金収入(公費)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防夜間対応型訪問介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)	
		介護予防負担金収入(一般)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防夜間対応型訪問介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)	
	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護支援介護料収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費)	
		介護予防支援介護料収入	介護保険の居宅介護支援介護料で介護予防支援介護料収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費)	
	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で施設サービス利用料収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等)	
		居宅介護サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で居宅介護サービス利用料収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等)	
		地域密着型介護サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で地域密着型介護サービス利用料収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされているサービス料等)	
		食費収入(公費)	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入(公費)をいう。 (食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等)	
		食費収入(一般)	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料)	
		居住費収入(公費)	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入(公費)をいう。 (居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等)	
		居住費収入(一般)	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費(ケアハウスの管理費として処理されるものを除く)、居住費に係る特定施設入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料)	
		その他の利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で、その他の利用料収入をいう。 (前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料)	
		その他の事業収入	補助金事業収入	介護保険に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄付金を除く)及び助成金を含む。)、補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
			市町村特別事業収入	介護保険のその他の事業で、市町村特別事業収入をいう。 (介護保険法第62条に規定する市町村特別給付による収入)
	受託事業収入		介護保険に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。 (介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入)	
	その他の事業収入		上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。 (文書料など前記に属さない介護保険事業収入)	
	(保険等査定減)		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。	
	措置事業収入	事務費収入	老人福祉の措置事業で、事務費収入をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。)	

児童福祉事業収入	運営事業収入	事業費収入	老人福祉の措置事業で、事業費収入をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。)
		その他の利用料収入	老人福祉の措置事業で、その他の利用料収入をいう。 (前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。)
		その他の事業収入	老人福祉の措置事業で、その他の事業収入をいう。 (前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。)
		管理費収入	老人福祉の運営事業で、管理費収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける居住に要する費用の収入をいう。)
		その他の利用料収入	老人福祉の運営事業で、その他の利用料収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける管理費収入を除く利用者等からの利用料(徴収額を含む。)をいう。)
	その他の事業収入	補助金事業収入	老人福祉の運営事業で、補助金事業収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホーム事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう。)
		その他の事業収入	老人福祉の運営事業で、その他の事業収入をいう。 (前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。)
		管理費収入	老人福祉のその他の事業で、管理費収入をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、居住に要する費用の収入をいう。)
		その他の利用料収入	老人福祉のその他の事業で、その他の利用料収入をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、管理費収入を除く利用者等からの利用料(徴収額を含む。)をいう。)
		その他の事業収入	老人福祉のその他の事業で、その他の事業収入をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。)
保育事業収入	措置費収入	事務費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。
		事業費収入	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。
	私的契約利用料収入	措置施設等における私的契約に基づく利用料収入をいう。	
	その他の事業収入	補助金事業収入	措置受託に関連する地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。		
就労支援事業収入	保育所運営費収入	保育所等における保育の実施等に関する運営費収入をいう。	
		私的契約利用料収入	保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
	私立認定保育所利用料収入	私立認定保育所における利用者等からの利用料収入をいう。	
	その他の事業収入	補助金事業収入	保育所等に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。		
就労支援事業収入	〇〇事業収入	就労支援事業の内容(製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等)を示す名称を付した科目で記載する。	
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。
		特例介護給付費収入	特例介護給付費の受領分をいう。
		訓練等給付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。

	<p>特例訓練等給付費収入</p> <p>サービス利用計画作成費収入</p> <p>障害児施設給付費収入</p> <p>利用者負担金収入</p> <p>補給給付費収入</p>	<p>特例訓練等給付費収入</p> <p>サービス利用計画作成費収入</p> <p>障害児施設給付費収入</p> <p>利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収入をいう。</p> <p>特定障害者特別給付費収入</p> <p>特例特定障害者特別給付費収入</p>	<p>特例訓練費等給付費の受領分をいう。</p> <p>サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。</p> <p>障害児施設給付費の代理受領分をいう。</p> <p>利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収入をいう。</p> <p>特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。</p> <p>特例特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。</p>
生活保護事業収入	<p>特定費用収入</p> <p>その他の事業収入</p> <p>(保険等査定減)</p> <p>措置費収入</p> <p>授産事業収入</p> <p>利用者負担金収入</p> <p>その他の事業収入</p>	<p>特定入所障害児食費等給付費収入</p> <p>補助金事業収入</p> <p>受託事業収入</p> <p>その他の事業収入</p> <p>事務費収入</p> <p>事業費収入</p> <p>〇〇事業収入</p> <p>補助金事業収入</p> <p>受託事業収入</p> <p>その他の事業収入</p>	<p>特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。</p> <p>利用者から支払いを受けることができることとされている日用品費等をいう。</p> <p>障害者自立支援法又はこれに関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業(地域生活支援事業を含む)に係る収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。</p> <p>障害者自立支援法又はこれに関連する、地方公共団体から委託された事業(地域生活支援事業を含む)に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。</p> <p>上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。</p> <p>社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。</p> <p>措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。</p> <p>入所者の処遇に必要な一般生活費として交付される保護費収入をいう。</p> <p>授産事業の内容(製造製品の売上げ、仕入れ商品の売上、受託加工の別等)を示す名称を付した科目で記載する。</p> <p>保護施設等における利用者等からの利用料収入をいう。</p> <p>措置受託に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金等収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。</p> <p>措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。</p> <p>上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。</p>
医療事業収入	<p>入院診療収入</p> <p>室料差額収入</p> <p>外来診療収入</p> <p>保健予防活動収入</p> <p>受託検査・施設利用収入</p> <p>訪問看護療養費収入</p> <p>訪問看護利用料収入</p>	<p>入院診療収入</p> <p>室料差額収入</p> <p>外来診療収入</p> <p>保健予防活動収入</p> <p>受託検査・施設利用収入</p> <p>訪問看護療養費収入</p> <p>訪問看護基本利用料収入</p> <p>訪問看護その他の利用料収入</p>	<p>入院患者の診療、療養に係る収入(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等。ただし介護保険適用の療養病床に係るものは除く)をいう。</p> <p>特定療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収入をいう。</p> <p>外来患者の診療、療養に係る収入(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等)をいう。</p> <p>各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収入をいう。</p> <p>他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収入及び医療設備器機を他の医療機関の利用に供した場合の収入をいう。</p> <p>訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費相当分をいう。</p> <p>人員運営基準第13条第1項に規定する基本利用料徴収額をいう。</p> <p>人員運営基準第13条第2項の規定に基づくその他の利用料徴収額をいう。長時間利用料収入、休日・時間外利用料収入、交通費収入、その他のサービス利用料収入に区分設定する。</p>

<p>〇〇事業収入</p> <p>(保険等査定)</p> <p>〇〇事業収入</p> <p>その他の事業収入</p> <p>〇〇収入</p> <p>借入金利息補助金収入</p> <p>経常経費寄附金収入</p> <p>受取利息配当金収入</p> <p>その他の収入</p> <p>流動資産評価益等による資金増加額</p>	<p>その他の医療事業収入</p> <p>補助金事業収入</p> <p>受託事業収入</p> <p>その他の医療事業収入</p> <p>補助金事業収入</p> <p>受託事業収入</p> <p>その他の事業収入</p> <p>〇〇収入</p> <p>受入研修費収入</p> <p>利用者等外給食費収入</p> <p>雑収入</p> <p>有価証券売却益</p> <p>有価証券評価益</p> <p>為替差益</p>	<p>補助金事業収入</p> <p>受託事業収入</p> <p>その他の医療事業収入</p> <p>補助金事業収入</p> <p>受託事業収入</p> <p>その他の事業収入</p>	<p>医療法に基づく又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。</p> <p>医療法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。</p> <p>上記に属さないその他の医療事業収入をいう。利用者からの収入も含む。</p> <p>社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。</p> <p>事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。</p> <p>〇〇事業に対して、地方公共団体等からの補助金等収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。</p> <p>〇〇事業に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。</p> <p>上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。</p> <p>収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。</p> <p>施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等の収入をいう。</p> <p>経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。</p> <p>預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。</p> <p>研修の受入に対する収入をいう。</p> <p>職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。</p> <p>上記に属さない事業活動による収入をいう。</p> <p>有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却益をいう。</p> <p>有価証券(投資有価証券を除く)を時価評価した時の評価益をいう。</p> <p>外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。</p>
<p>&lt;施設整備等による収入&gt;</p>			
<p>施設整備等補助金収入</p> <p>施設整備等寄附金収入</p> <p>設備資金借入金収入</p> <p>固定資産売却収入</p> <p>その他の施設整備等による収入</p>	<p>施設整備等補助金収入</p> <p>設備資金借入金元金償還補助金収入</p> <p>施設整備等寄附金収入</p> <p>設備資金借入金元金償還寄附金収入</p> <p>車輛運搬具売却収入</p> <p>器具及び備品売却収入</p> <p>〇〇売却収入</p> <p>〇〇収入</p>		<p>施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。</p> <p>施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。</p> <p>施設整備及び設備整備に係る寄附金収入をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。</p> <p>施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。</p> <p>施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額をいう。</p> <p>車輛運搬具の売却による収入をいう。</p> <p>器具及び備品の売却による収入をいう。</p> <p>売却した資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。</p> <p>施設整備及び設備整備による収入で他のいずれの科目にも属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。</p>

＜その他の活動による収入＞			
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			長期運営資金(設備資金を除く)借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
長期運営資金借入金収入			長期運営資金(設備資金を除く)のための借入金の受入額をいう。
長期貸付金回収収入			長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。(1年以内回収予定長期貸付金の回収による収入を含む。)
投資有価証券売却収入			投資有価証券の売却収入(収入総額)をいう。
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入		退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう。
	長期預り金積立資産取崩収入		長期預り金積立資産の取崩しによる収入をいう。
	〇〇積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
事業区分間長期借入金収入			他の事業区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
拠点区分間長期借入金収入			同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
事業区分間長期貸付金回収収入			他の事業区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。(1年以内回収予定事業区分間長期貸付金の回収による収入を含む。)
拠点区分間長期貸付金回収収入			同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。(1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金の回収による収入を含む。)
事業区分間繰入金収入			他の事業区分からの繰入金収入をいう。
拠点区分間繰入金収入			同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう。
サービス区分間繰入金収入			同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をいう。
その他の活動による収入	〇〇収入		その他の活動による収入で上記に属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。

### (3) 支出の部の勘定科目

支出の部			
<事業活動による支出>			
大区分	中区分	小区分	説明
人件費支出	役員報酬支出		法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員給料支出		常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
	職員賞与支出		常勤職員に支払う賞与をいう。
	非常勤職員給与支出		非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
	派遣職員費支出		派遣会社に支払う金額をいう。
	退職給付支出		退職共済制度など、外部拠出型の退職手当制度に対して法人が拠出する掛金額および退職手当として支払う金額をいう。
事業費支出	法定福利費支出		法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出をいう。
	給食費支出		食材及び食品の支出をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所においては、材料費を計上すること。
	介護用品費支出		利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の支出をいう。
	医薬品費支出		利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の支出をいう。ただし病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。
	診療・療養等材料費支出		カテーテル、縫合糸、酸素、ギプス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの。ただし病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。
	保健衛生費支出		利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する支出をいう。
	医療費支出		利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。
	被服費支出		利用者の衣類、寝具等(介護用品及び日用品を除く)の購入のための支出をいう。
	教養娯楽費支出		利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための支出をいう。
	日用品費支出		利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品(介護用品を除く)の支出をいう。
	保育材料費支出		保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。
	本人支給金支出		利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための支出をいう。
	水道光熱費支出		利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の支出をいう。
	燃料費支出		利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費(車輛費で計上する燃料費を除く)をいう。
	消耗器具備品費支出		利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。
	保険料支出		利用者に対する生命保険料及び損害保険料をいう。
	賃借料支出		利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	教育指導費支出		利用者に対する教育訓練に直接要する支出をいう。
	就職支度費支出		児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する支出をいう。
	葬祭費支出		利用者が死亡したときの葬祭に要する支出をいう。
車輛費支出		乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輛検査等の支出をいう。	
管理費返還支出		老人福祉事業における管理費を返還するための支出をいう。	
〇〇費支出		費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。	
雑支出		事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。	
事務費支出	福利厚生費支出		役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
	職員被服費支出		職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の支出をいう。

	旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費(ただし、研究、研修のための旅費を除く)をいう。 役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出(研究・研修のための旅費を含む)をいう。 事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。 事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。 事務用の電気、ガス、水道等の支出をいう。 事務用の灯油、重油等の燃料(車輛費で計上する燃料費を除く)をいう。 建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。 電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。 会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。 施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する支出をいう。 洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く)など施設の業務の一部を他に委託するための支出(保守料を除く)をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。 役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。 生命保険料および建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。 固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。 土地、建物等の賃借料をいう。 消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。 建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。 創立記念日等の式典、慶弔、広報活動(広報費に属する支出を除く)等に要する支出をいう。 各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の支出をいう。 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
就労支援事業支出	就労支援事業販売原価支出	就労支援事業製造原価支出 就労支援事業仕入支出	就労支援事業に係る材料費、労務費、外注加工費、経費に要する支出をいう。 就労支援事業に係る製品・商品の仕入れに要する支出をいう。 就労支援事業に係る販売費及び一般管理費支出をいう。
授産事業支出 〇〇支出	〇〇事業支出		授産事業に係る材料費、商品仕入れ、労務費、外注加工費、経費に要する支出をいう。 支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。
利用者負担軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう(無料または低額で診療を行う場合の割引額を含む)。
支払利息支出			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
その他の支出	利用者等外給食費支出 雑支出		職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。 上記に属さない支出をいう。
流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損	有価証券評価損 〇〇評価損	有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却損をいう。 有価証券の評価損をいう。 資産の時価の著しい下落に伴い、その回復が可能であると認められない場合に当該資産に対して計上する評価損をいう。



	為替差損		外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
	徴収不能額		金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
＜施設整備等による支出＞			
設備資金借入金元金償還支出			設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む)
固定資産取得支出	土地取得支出		土地を取得するための支出をいう。
	建物取得支出		建物を取得するための支出をいう。
	車輛運搬具取得支出		車輛運搬具を取得するための支出をいう。
	器具及び備品取得支出		固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。
	〇〇取得支出		上記以外を取得するための支出をいう。
固定資産除却・廃棄支出			建物取壊支出の他、固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。
ファイナンス・リース債務の返済支出			ファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本相当額をいう。(1年以内返済予定リース債務の返済額を含む)
その他の施設整備等による支出	〇〇支出		施設整備等による支出で他のいずれの科目にも属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。
＜その他の活動による支出＞			
長期運営資金借入金元金償還支出			長期運営資金(設備資金を除く)の借入金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額を含む。)
長期貸付金支出			長期に貸付けた資金の支出をいう。
投資有価証券取得支出			投資有価証券を取得するための支出をいう。
積立資産支出	退職給付引当資産支出		退職給付引当資産への積立による支出をいう。
	長期預り金積立資産支出		長期預り金積立資産への積立による支出をいう。
	〇〇積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
事業区分間長期貸付金支出			他の事業区分へ長期に貸し付けた資金の支出をいう。
拠点区分間長期貸付金支出			同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。
事業区分間長期借入金返済支出			他の事業区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定事業区分間長期借入金の償還額を含む。)
拠点区分間長期借入金返済支出			同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定拠点区分間長期借入金の償還額を含む。)
事業区分間繰入金支出			他の事業区分への繰入金支出をいう。
拠点区分間繰入金支出			同一事業区分内における他の拠点区分への繰入金支出をいう。
サービス区分間繰入金支出			同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金支出をいう。
その他の活動による支出	〇〇支出		その他の活動による支出で上記に属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。

